

国立公文書館における公文書館専門職員の配置と人材育成

—国立公文書館五〇年の歩み—

幕田兼治

はじめに

国立公文書館は、昭和四六年七月一日、国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究及び事業を行い、併せて総理府の所管行政に関し図書管理を行う¹、総理府設置法（昭和二四年法律第一二七号）に基づく総理府の附属機関として開館した²。その後、平成一二年一〇月一日、議員立法により成立した国立公文書館法（平成一一年法律第七九号）に基づく総理府の施設等機関³となった。さらに、平成一三年四月一日、中央省庁等改革の一環として、国立公文書館法の一部を改正する法律（平成一一年法律第一六一号）⁴により、独立行政法人国立公文書館⁵となり、令和三年七月一日に開館五〇周年を迎えている⁶。

この間、関係法令等の施行により、地方公共団体に対する技術上の指導又は助言の新設⁷、保存する歴史公文書等の範囲拡大（国の行政から立法、司法に関する公文書等まで）、作用法となる保存（移管）措置の法定化⁸、行政文書の保存期間満了後の措置の法定化⁹、アジア歴史資料センターの附置¹⁰、中間書庫機能の新設、専門的技術的な助言の拡充研修の実施の明文化¹¹など国立公文書館の所掌事務の拡大や機能の強化

が図られてきた。

こうした変遷を経て、現在、国立公文書館は、国の行政機関等から移管を受けた特定歴史公文書等の散逸、消滅を防止し、永久に利用可能な状態にしておくための保存・利用施設としての機能、さらに、歴史公文書等の保存及び利用に関し、調査研究等により専門的知見を蓄積し、国の行政機関等に対し、助言、情報提供、研修等を行う、我が国の中心的な役割を担う施設としての機能を持っている¹²。その機能の中核的な役割を果たすのが「公文書館専門職員」である。この公文書館専門職員は、国立公文書館において、開館時から事実上置かれていた（第二章第一節で後述。）が、公文書館法（昭和六二年法律第一一五号）の制定により、同法第四条第二項に明文化された専門職員を表す名称であり、国際的に文書館の専門職員を表す言葉となっているアーキビストを指す名称として使用している¹³。なお、平成一〇年度から開始した「公文書館専門職員養成課程」の研修名称の中で初めて使用し、その後、平成一四年度からの独立行政法人国立公文書館職員の募集職種名称として使用している。以上のように、国立公文書館の設置と機能強化については、法制度上の位置付けやその変遷を追うこととおおむねの整理はできる。しかし、国立公文書館の公文書館専門職員の配置及び人材育成の取組については、

独立行政法人移行前にあつては、総理府（内閣府）の一機関としての人事異動（交流）・採用、独立行政法人移行後にあつては、内閣府等の国の行政機関との人事交流に加え、独立行政法人単体の人事異動（交流）・採用など、法制度上だけでは追えない面がある。また、国立公文書館が我が国の中心的な役割を担う施設としての機能を有していることに鑑み、国立公文書館の公文書館専門職員に課せられる特有の職責という観点で追うことも、国立公文書館の公文書館専門職員の配置及び育成の取組を見ていく上で不可欠である。

そこで、本稿では、国立公文書館が、その設置に向けた検討時代を含め、現に歩んできた開館後五〇年の道のりを国立公文書館における公文書館専門職員の配置及び人材育成の取組で振り返り、今後の展望を提示することを目的とする。その際、我が国の公文書館の中心的な役割を担う国立公文書館の公文書館専門職員として担ってきた特有の職責という観点でもみていく。主な依拠資料としては、特に断らない限り、国立公文書館の年報・業務実績報告書、館報などの法人文書や国立公文書館所蔵の特定歴史公文書等、国会審議録等を活用する。

その意味で、本稿は、国情の違う海外の先進事例等を踏まえたアーカイブズ又はアーキビストに関する論考とは区別される。今まで、国立公文書館における公文書館専門職員の配置及び人材育成の取組並びに我が国の公文書館の中心的な役割を担う国立公文書館の公文書館専門職員として担ってきた特有の職責を、国立公文書館設置以前の検討から現在に至るまでの長期的な期間で跡付けた研究はなく、今後の国立公文書館の公文書館専門職員の配置及び人材育成の在り方を検討する上でも一助になると考えられる。

一 国立公文書館の設置に向けた公文書館専門職員の配置及び人材育成に関する検討

一・一 政府内の検討

昭和四十六年七月一日に開館した国立公文書館の設置については、日本学術会議（兼重寛九郎会長）が、歴史学者を中心とする学界の要望を踏まえる形で、昭和三四年一月二八日、日本学術会議第二九回総会の議に基づき、岸信介内閣総理大臣に対し、「公文書散逸防止について」の勧告を行い、「究極の目標として、政府による国立文書館の設置を切望するものである」との前提を置いた上で、「政府において公文書散逸防止ならびにその一般利用のため、有効的な措置を講ぜられるよう要望」したことに始まる。高橋喜太郎元内閣文庫長の回顧によれば、日本学術会議の究極の目標とした人員は職員数四八五名としていたようである¹⁴。政府は、この勧告を受けて、昭和三六年九月二五日事務次官等会議の申合せにより、総理府に公文書保存制度調査連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置して、総理府（大臣官房総務課）を中心として各府省の文書課長等と連絡協議を行った¹⁵。昭和三八年七月二四日の第四回連絡会議において、国の行政機関における公文書等の移管を受け、これを適正に保存管理し、散逸・消滅防止や利用に供するため、総理府の附属機関として、国立公文書館を設置することを内容とする「国立公文書館設置についての要綱」¹⁶を決定した。

本要綱の専門職員に関係する条項¹⁷としては、第一八には、「公文書調査委員会の設置」として、「公文書館における公文書の評価及び分類、整理の方法並びに各省庁公文書の保管の統一等について調査検討するた

め、各省庁公文書保存関係者及び学識経験者等をもって組織する公文書調査委員会を置く。」とある。つまり、専門職員の機能の一部を外部に委ねる作りになっている。また、第一九には、「公文書管理職員養成所の設置」として、「公文書館に、公文書保存事務職員の養成を行なうため、公文書管理職員養成所を置く。」とある。つまり、「保存事務」を行う職員には、専門性のある職員を養成して配置することが必要であると考えていたことがうかがえる。さらに、第五として定めを設け、移管公文書の範囲を、永久保存及び一〇年保存の公文書とし、これに加え、一〇年未満保存のものはあらかじめ公文書館長が定める評価基準に基づいて移管することになっていること、第一八の規定を併せると、公文書館長が評価基準を定めるにあたっては、公文書調査委員会が行う調査検討結果を踏まえて定めることになっていることから、公文書館の事務においては、公文書の移管後の措置に重点が置かれていることがうかがえる。これらのことから、永久保存及び一〇年保存の公文書は、保存年限という明確な基準に基づき自動的に移管され、一〇年未満保存の公文書は、公文書館長が公文書調査委員会の調査検討結果に基づき明確な判断基準（移管対象の公文書の類型や具体例）を示すことにより、その基準にしたがって選定し、公文書館における保存するにふさわしい公文書が移管されてくることになり、公文書館の職員には、それを適正に保存管理し、散逸・消滅防止や利用に供することが求められることになる。

その際には、海外の公文書館調査が行われ、国立公文書館設置の事務責任者であった田中金次元総理府大臣官房総務課参事官は、日本の公文書館の設置に当たっては、日本と外国の国情とが異なることから、「日本流にやりなさい」、「日本は日本の公文書館をつくればいいんだ」という意識をもっていと回顧している。また、アーキビストについては、

「外国に行きますとアーキビストの養成に非常に力を入れている。アーキビストの権威が非常に認められている。そういう人がこれはいい、こういうのはだめだと判断すれば、それが善なりという考え方があるみたいなんです。ですから、勝手にやる。ところが、日本ではそんなことはできないわけです。個人の能力でやるということはまず考えられませんから。そうすると、日本流に言えば、そこには何がしかの基準があるはずだとなるんですけど。はずが通用しないんですね。むしろ何が何か基準があるだろうと聞くと変な感じを向こうが示す。それはアーキビストを信用しないことにつながりますからね。」とも回顧している¹⁸。

日本の国立公文書館の設置に当たっては、先行する諸外国のあるべき公文書館像を参考にしつつも、日本の行政における意思決定システムや人事制度など国情に合わせてカスタマイズされた日本流のものにすべきとの考え方があったことがうかがえる。これらを踏まえ、移管を受ける公文書そのものが、行政機関内部のものであり、行政内部の意思統一を図ることによって十分に運用が可能であることから、総理府設置法の一部を改正することにより、国立公文書館を設置することになった。

一・二 国会における法案審議

総理府の附属機関として国立公文書館を設置することを内容とした総理府設置法の一部を改正する法律案は、昭和四六年一月二十九日に閣議決定し、同年二月四日に国会へ提出された¹⁹。

この法案審議の中で、山中貞則総理府総務長官及び政府説明員は、組織及び人員については、「国立公文書館としてふさわしい格づけとして、八条機関」と位置付け、館長の下に、庶務課、公文書課、内閣文庫を置

くこととした。人員については、「最初はまず各省からいろいろの書類その他を集めてきて、それを整理して系統立ててという作業が当分続くことから、その業務内容に合わせて、定員三八名でスタートし、その人員構成は、関係各府省の文書をスムーズに話し合いで移すためには、役人経験のあることがプラスに働くことも鑑み、「公務員の身分たるべき者」で占められることになる。つまり、現在の業務内容に釣り合う体制で開始し、人員、予算、内容について逐次整備を図り、「将来はそういう諸外国の最も望ましい形態というものをそれぞれとりながら、我が国のりっぱな政府立のものであるにふさわしいものにした」と答弁している²⁰。

さらに、「こういう内容の公文書を集めてくるかという選択をしたり順位を付けたりとというような運営の機関」については、「責任ある立場の者が必要な関係と協議をして定めるべきもの」であることから、「常時国立公文書館に運営委員会が置かれていて、絶えず会合をする」ものではなく、「集め方あるいは配置のしかた、保存のしかた、公表のしかた等についていろいろの問題があまりましようから、各界各層の御意見等も承る必要がある」と答弁している²¹。

二 国立公文書館における公文書館専門職員の配置及び人材育成

二・一 開館時から独立行政法人移行前の職員配置及び人材育成

国立公文書館の組織は、開館時、館長のほか、内部管理業務を担う庶務課、各省庁から移管を受けた公文書等の保存管理、利用、調査研究等

の業務を担う公文書課及び和漢の古典籍・古文書を所蔵する内閣文庫をもつて構成した。公文書課には、受入保存係、目録係、閲覧係のほか、公文書等に関する専門的調査研究、公文書等の保存評価基準や分類基準の策定に関するを行う公文書専門職（官）が配置された。開館の時点において、「公文書専門職（官）」が置かれており、後に制定される公文書法の第四条第二項に規定する歴史公文書等²²についての調査研究を行う専門職員（公文書館専門職員）を置く組織となっており、公文書館法上の公文書館の専門職員の配置要件は整っていたといえよう。これは、当時の職員配置の実状を踏まえ、公文書館法附則第二項に規定する専門職員についての特例規定から国の施設が除かれていることから裏打ちされている。

その後の公文書課の組織変遷については、昭和四七年度にマイクロフィルム係の新設、昭和五六年度に主任公文書専門官の新設、昭和六二年度に公文書研究職（官）の新設、平成三年度に企画連絡係の新設、受入保存係から受入係への名称・所掌事務の変更、マイクロフィルム係から保存複写係への名称・所掌事務の変更、平成一〇年度につくば分館の設置（管理係及び業務係の新設。平成一〇年四月二四日）に伴う受入係及び保存複写係の廃止、目録係から目録保存係への名称・所掌事務の変更、平成一一年度に基準係の新設、省庁再編（平成一三年一月六日）の一環として企画連絡係及び基準係の廃止・統合による連絡調整係の新設を行った。なお、内閣文庫には、管理係（修復を担当する技能的業務に従事する者²³を含む。）のほか、和漢書専門職（官）及び洋書専門職（官）を置いた。その後、昭和五七年度に、和漢書専門職（官）及び洋書専門職（官）から図書専門職（官）への名称変更を行った。

職員配置については、上述した「最初はまず各省からいろいろの書類その他を集めてきて、それを整理して系統立てて」という作業が当分続く、「関係各府省の文書をスムーズに話し合いで移す」ことを踏まえ、公文書の内容を的確に把握するという視点に重きを置いて、行政経験のある課長補佐級の職員を配置した²⁴。

公文書課の開館時からの業務としては、各府省庁の文書担当課長による連絡会議（以下「各省庁連絡会議」という。）で策定した戦前公文書移管三箇年（昭和四六年度～四八年度）計画に基づく内閣・総理府所管公文書等の受入れ及び整理（くん蒸作業、索引・台帳等の作成）を行い、その上で、適切に保存し、閲覧に供する業務を行った。その後も、各省庁連絡会議で策定した戦後公文書移管三箇年（昭和四九年度～五一年度）計画及び各府省庁と国立公文書館が個別に協議して定めた年度移管計画（昭和五二年以降）に基づき受入れ等の業務を行った。なお、個別協議となった際には、「公文書等の集中管理―保存・公開のための移管の重要性について―」を作成し、各府省庁に対し改めて国立公文書館設置の趣旨と公文書等の移管の重要性の理解を高め、公文書等の移管の促進を促した。また、昭和五五年五月二七日付けの閣議了解「情報提供に関する改善等について」に基づき、同年一月二五日、各省庁連絡会議において、移管の基準や公開の範囲を定めた申合せを行い、公文書等の国立公文書館への移管及び同館における公開措置を促進させるための確認を行った。

また、これらの日々の業務により職員の専門的な知見が蓄積し、閲覧等への対応能力が高まったことを受けて、昭和四七年二月一四日から再開していた内閣文庫の閲覧業務に加え、同年五月一日から公文書の閲覧業務を開始するとともに、同年一月七日から調査研究の成果として、

明治前期の国政に関する公文書を展示した資料展を開催した。さらに、レファレンスサービスの一環として、所蔵資料に関する研究報告・解題・目録・収容細目・翻印等の方法によってきめの細かい文献情報の提供を積極的に進めることを目的として、昭和四八年一月に館報『北の丸』の刊行を開始した。

国際関係では、昭和四七年八月、国際公文書館会議（ICA）の加盟が認められ、世界各国の公文書館との相互連携、同会議の諸活動に参加することになり、世界各国の公文書館からの情報収集やアーキビストとの交流等により、更なる職員の専門的知見を高める機会を得た。また、各国の公文書館関係者の来館による意見交換又は助言（一例として、昭和六一年八月のイギリスの国立公文書館（パブリックレコードオフィス）のマイケル・ローパー副館長の来館）を通じて、各国の公文書の保存方法をはじめとするアーキビストの業務についての知見を得る機会にもなっていた。

人材育成については、上記の業務経験のほか、館内において、昭和五二年度から適時に、職員が講師となる研修（一例として、内閣文庫職員による連続講義「内閣文庫所蔵の和漢の古書についての蔵書構成・来歴・特長等について」）、外部有識者を招いた講演（一例として、大学教授による二日間にわたる講演「明治初期の政治形態並びにその背景等について」）、公文書館法施行から平成一〇年度までに整備してきた公文書館専門職員の育成のための研修（第三章第一節及び第二節で後述。）受講など、業務遂行能力や専門的知見の蓄積・向上に努めてきた。その中で、内閣文庫は、昭和二三年以来の長年の閲覧業務や調査研究等の蓄積に基づく専門的知見や手法が確立しており、国立公文書館内の職員間の研修や交流により公文書課における業務遂行にも活かす役割を担ってきた。

このように、行政経験のある職員をベースにした人員配置の下、実務を通じて業務経験を積みながら、それに合わせて、その業務遂行上必要な知識・技能を修得することにより、その業務遂行能力や専門的知見を高め、その職にふさわしい資質等を獲得し、与えられた職務を果たしてきた。こういった手法は、国の行政機関においては、多くの業務において、人事配置上のキャリアパス、実務を通じての業務経験（OJT）、研修等の受講による必要な知識の修得などにより、配属されたポストにおいて、その道のプロとして業務を遂行することになる。まさに日本の行政における意思決定システムや人事制度を踏まえた「日本流」の手法と言えよう。

二・二 独立行政法人移行後の職員配置及び人材育成

国立公文書館では、平成一三年四月一日の独立行政法人への移行と同時期に、公文書館を含めた国の行政機関の文書管理に関わる新たな法律として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成一一年法律第四二号。以下「情報公開法」という。）及び国立公文書館法が成立し、国の行政機関の公文書等のライフサイクルが確立した²⁵を受けて、国立公文書館の組織²⁶・人員ともに大きく変革することになった。

二つの法律の成立を受けて、これまで、各省庁連絡会議の申合せ等に基づき移管された公文書等の適切な保存・閲覧のための措置等が中心であったが、国立公文書館が歴史的資料として特別の管理がされているものは、一定の条件の下に情報公開法の適用除外になった²⁷。その上で、行政文書の保存期間満了後の措置や歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のための措置²⁸を定めることが法定化され、国立公文書館は、

内閣総理大臣等に対する移管基準に関する専門的技術的な助言、公開のための基準策定や目録整備等を行うことになった。特に、各府省庁の文書管理規則において「三〇年保存文書」とされるものが原則として保て移管されることが予定されたことから、一度国立公文書館において保存することとされた公文書等であっても、一定期間経過ごとに、継続的に、依然として歴史資料として重要な価値を有していると認められるか、また、いかなる形で保存及び利用することが適当かなどの調査研究を行うことが求められてきた。

これに対応するため、組織については、公文書課（長）の下に公文書等に関する専門的調査研究等を行う公文書専門職（官）及び公文書研究職（官）を置いてきたが、後継組織の業務課と分離して、課長級分掌官としての統括公文書専門官を新設し、公文書と古書・古文書（内閣文庫）の資料群単位で分掌していた体制を統括公文書専門官の下に集中して配置する統括公文書専門官（室）を設け²⁹、館の中核的業務を担う公文書専門官及び公文書研究官の充実並びに積極的な調査研究活動の促進を図ることとした。その際、修復を行う技能的業務に従事する常勤職員は、行政職俸給表（二）を適用していたが、公文書専門官と同格とし、同じ俸給表を適用することとした。

職員配置については、従前、国家公務員採用試験合格者等から行政職の職員として採用され、行政経験のある課長補佐級の職員が大半を占めていた³⁰が、平成一三年四月一日に、内閣府の施設等機関から独立行政法人に移行したことにより、法人の組織及び人事管理の自律性が担保され、国立公文書館としての人事施策の自由度が増したこともあり、新設した統括公文書専門官（室）の体制強化を図ることを目的として、国立公文書館としての特別な知識や能力を必要とする専門性の高い人材を、

個人の実績及び経験による職務の遂行能力に重点を置いた「公文書館専門職員」という職種を定め、独立行政法人国立公文書館職員の選考採用試験を独自に実施し、採用・配置する方針となった³¹。

その第一弾として、平成一三年度末に定年を迎える二名の職員の補充として選考採用を行うこととした。その募集案内には、募集職種を「公文書専門官（研究官）」とし、職務内容を「公文書館専門職員の立場から」と明示した上で、「国立公文書館が保存する公文書等について、その保存及び利用に関する調査研究（目録の作成方針、保存計画、歴史資料としての重要性についての評価、公開の可否に関する判断等）を行う。また、諸外国の公文書館制度に関する調査を行うとともに、国立公文書館が行う国際交流について中核的な役割を担う。」とした。

応募条件は、年齢制限条件（二四歳〜三九歳）のほか、「専門分野は、日本近現代史（法制・政治・行政等の分野）又は図書館情報学で、修士の学位を有していること。又はこれと同等の実務経験を有していること。」「公文書館の業務に関する知識を有していること。」「公文書館の各種業務のシステム化に関し意欲を有すること。」「外国語を用いて国立公文書館の業務を処理する意欲を有すること。」とした。つまり、専門分野は関連領域又は隣接領域の学問分野を修了し、公文書館の業務経験がある者等を採用することにしており、体系的に文書館学又はアーカイブズ学を学んでいる者ではない。その点では、行政経験のある課長補佐級の職員と変わりはない。

現在の募集要項においては、募集職種を「公文書館専門職員」とし、職務内容を「国立公文書館の中核的な役割を果たす職員」と明示した上で、「公文書等の管理に関する法律（平成二二年法律第六六号。以下「公文書管理法」という。）、国立公文書館法等の下、「アーキビストの

職務基準書」（平成三〇年一二月 国立公文書館。第三章第三節で後述。）に示されたアーキビストの使命、倫理と基本姿勢に基づき、諸業務を担う。」とし、その業務として、①評価選別・収集（指導・助言、評価選別、受入れ）、②保存（保存整理、目録整備）、③利用（利用審査、利用者支援）、④普及（利用の促進、連携）、⑤上記に関連するデジタルアーカイブ、電子公文書保存システム等の調査研究・企画・構築・運用・管理、⑥その他公文書管理法、国立公文書館法等制度の運用及び国立公文書館運営としている。

応募条件は、年齢制限の条件はなく、以下の二つの条件を満たすものとし、①「アーキビストの職務基準書」に示されたアーキビストとして「四 必要とされる知識・技能」の「(1)基礎要件」及び「(2)職務と遂行要件」に関連する学問分野において大学院修士課程を修了した者、又はこれと同等の知識・能力を有する者」、②上記の知識・能力を活かし概ね五年以上の実務経験がある者、又はこれと同等と認められる者」としている。つまり、国立公文書館では、現在も、文書館学又はアーカイブズ学とは明記せず、広くアーカイブズを理解する上で必要な「関連」する学問分野の大学院修士課程相当の知識・能力を有し、その知識・能力を活かしアーカイブズの業務経験が一定期間あって、継続して研鑽する意欲的な姿勢を有している者を求めている。

また、平成二二年度から、常勤的非常勤職員として「公文書専門員」を採用している。職務の内容と応募条件は、「公文書館専門職員」とほぼ同じで、職務上の役割（国立公文書館の中核的な役割を果たす職員）の明記がなく、応募条件の実務経験年数が二年以上となっている点が相違している。つまり、公文書専門員は、アーキビストとして必要とされる知識・能力においては、公文書館専門職員として採用される常勤職員

と変わりではなく、館の運営に携わる役割及び応募条件としての実務経験の下限年数に差異がある。

実際には、平成一三年度の募集を受けて、平成一四年四月に、独立行政法人国立公文書館の選考採用職員の第一号として、七九名の応募者のうちから二名の職員が採用された。その後も継続して選考採用が行われ、独立行政法人化から二〇年たった現在では、独立行政法人国立公文書館の公文書館専門職員として採用された常勤職員数は、現員数の半数以上となり、調査研究や保存及び利用を担う部署に多く配置され、その部署の長の職も担っている。また、現在、内閣府等の国の行政機関との人事交流は、総務・経理部門など内部管理業務部門を中心に受け入れ、国立公文書館の公文書館専門職員一名を内閣府大臣官房公文書管理課に派遣している。

人材育成については、独立行政法人移行・発足時において、館の職員として必要な広範かつ専門的な知識や現在就いている職務の遂行に必須な知識などを修得させるため、内部又は民間等で実施した研修等に職員を積極的に参加させることとし、国際的にも通用しうるアーカイブズ学資格を得るため海外研修の派遣も必要に応じ実施する方針とした。

また、平成一三年度に、「研究連絡会議」を設置し、公文書館をめぐる諸問題や館が抱える課題について、館職員間で認識を共有するとともに、各職員が有する知見に基づき課題等の解決に向けて意見交換等を行うことにより、館全体として公文書館専門職員に相応しい資質の向上を図ることとした。

さらに、平成二二年度に、そのあり方等を見直し、同会議を発展的に解消し、新たに「調査研究会議」及び「業務検討会」を開催することとし、調査研究や業務のテーマに即したメンバーで機動的に行えるように

するとともに、特に若手職員のプレゼンテーション能力を高める機会とした³²。

現在は、採用時点において大学院修士課程相当修了者が有する「情報収集や専門的な調査研究を実施する能力」を有することやアーカイブズでの実務経験があることを前提に、おおむね採用後五年以内に、アーキビストとしての専門的知識・技能等を習得させるための国立公文書館が全国の公文書館等を対象に実施しているアーカイブズ研修（第三章第二節で後述。）のうち、Ⅰ及びⅢの受講を必修とし、さらにアーカイブズ研修Ⅱなどの必要な個別研修を受講させるとともに、人事配置上のキャリアパスやアーキビストとしての調査研究活動、それらにより蓄積された知見の公表等（館報『北の丸』など研究紀要等への投稿、講師・委員等派遣など）を行わせ、公文書館専門職員としてのレベルの深化・向上を図っている。

また、平成二九年度から、各職員の申し出を踏まえ取得できる調査研究促進時間（リサーチアワー）を設け、各職員が設定し、館が承認したテーマについて調査研究を行うことにより、各職員の調査研究能力の更なる高度化を図り、もって館の調査研究業務の充実を図っている³³。

なお、独立行政法人職員（国家公務員）の身分を有する観点から、公務員倫理、法人文書管理等の研修³⁴も行っている。

このように、職員配置については、開館時は、行政職の職員として採用され、行政経験のある課長補佐級の職員を配置してスタートし、その後、業務内容の変化に応じ、日本近現代史や図書館情報学などアーカイブズ学関連領域及び隣接諸学の専門性をベースとする実績や経験を有する者等を国立公文書館が独自に選考採用するなど、上述のとおり、業務内容に釣り合う体制整備を逐次図ってきた。

人材育成については、行政経験のある課長補佐級の職員であっても、アーカイブズ学関連領域及び隣接諸学の専門性をベースとする選考採用職員であっても、配置されたポストにおいて実務経験を積みながら、アーカイブズに関する研修等を受講し、アーカイブズに関する専門的な知見を習得させることで、配属されたポストにおける業務に活かす手法は開館時から五〇年来変わらず一貫している。

三 我が国の中心的な役割を担う国立公文書館の

公文書館専門職員として特有の職責

三・一 公文書館法施行を起点とした研修の企画・実施の職責

国立公文書館の公文書館専門職員は、国立公文書館の各部署に配置され、特定歴史公文書等を永久に保存し、閲覧室での利用、展示やインターネットによる公開など一般の利用に供するという公文書館の機能を果たすための職務を行っている。

さらに、こうした全国の公文書館が共通して行う業務のほか、公文書管理・公文書館関係法令等³⁵により、国立公文書館の公文書館専門職員に課せられている特有の職責として、調査研究等により蓄積した専門的知見を基に、国、独立行政法人等及び地方公共団体に対して、助言、情報提供、研修等を実施している。また、公文書館法の施行等によって、公文書館法上の公文書館の専門職員に要求される資質及びそれらを養成・研修する環境整備、さらに、その後のアーキビストとしての専門性や信頼性を担保するための資格化が課題であることが明らかにになり、我が国の中心的な役割を担う国立公文書館の公文書館専門職員の職責とし

て、その課題解決に向けて、調査研究、研修等の検討（会合のための事務局運営を含む）・企画・実施を担うことになった。

公文書館法の施行により認識された課題は、「公文書館法の解釈の要旨」（昭和六三年六月一日、総理府）³⁶によれば、公文書館に置かれる専門職員とは、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書が重要であるのかという判断を行うために必要な調査研究を行う者であり、いわば、公文書館の中核的な業務を担う職員であり、公文書館の人的組織においては極めて重要な存在として位置付けられている。この専門職員に要求される資質については、歴史的要素と行政的要素を併せ持つ専門的な知識と経験が必要とされるが、公文書館法制定当時の我が国においては、その専門的な知識と経験の具体的な内容については未確定な部分もあった。また、その習得方法についても、公文書館法に示すところの専門職員の養成、研修等の体制が十分に整備されているとは言い難い状況にあった。

この状況を踏まえ、公文書館法施行前の参議院内閣委員会（昭和六三年三月二八日）³⁷において、公文書館法の所管府省である総理府（国立公文書館）は、同委員会において、公文書館の充実という観点で、文部省その他の関係機関と相談しながら、専門職員の養成や体制の基準づくりに向けて検討に努める旨の答弁をし、これらを検討する役割を新たに担うことになった。なお、文部省は、今後、国文学研究資料館における研修コース³⁸の充実強化を図り、我が国におけるアーキビスト養成の実を上げていくことが必要との考えを示すとともに、既に数名の専門家がいる国文学研究資料館を中心として人材養成のきっかけづくりをしていき、将来、国文学研究資料館が中軸となつて、関係大学等の同意、協力を得て、アーキビスト養成コースが展開されることを期待したい旨の答

弁をした³⁹。

国立公文書館は、現に業務に携わっている現職者を対象とした公文書館法の趣旨の徹底や公文書館等の職員の資質の向上のための研修を企画し、昭和六三年度から、「公文書館等職員研修会」を開催した⁴⁰。第一回研修カリキュラムは、公文書館の業務を網羅的に学べる場として、五日間の日程で、講演、講義、実務、見学の四つのカリキュラム構成で実施した。本研修において、国立公文書館の公文書館専門職員は、カリキュラム編成、講師の選定など本研修の企画を行うとともに、当該業務をベースとした実務紹介、これまで蓄積してきた知識及び技能を基にした講義を多く行っている。本研修は、その後のアーカイブズ研修Ⅰに衣替えし、その研修の位置づけ⁴¹を考えると、専門職員が職務を遂行する上で必要とされる基礎的な要素を体系的に修得できる環境の場としての出発点となっており、国立公文書館の公文書館専門職員の専門性を活かした企画力の高さを示していると言える。

また、同様に企画・実施し、平成四年度から、全国の公文書館で実務を担当している専門職員が日常抱えている問題点の解決に向けて意見交換等を行う「都道府県・政令指定都市公文書館実務担当者研究会」を開催した⁴²。第一回研究会では、三日間の日程で、講演、問題提起・事例発表、それらを受けての討論・討議する構成で実施した。問題点の解決に向けての意見集約、さらなる調査研究が行われ、その蓄積により、公文書館法の施行により求められている責務を果たすための専門職員としての資質の向上が図られる環境の場となっていると言える。

三・二 公文書館専門職員養成課程の検討・企画・実施の職責

国立公文書館では、当時の現状と地方公共団体等からの要望を踏まえて、当面の課題である地方公共団体が設置する公文書館の専門職員を前に、公文書館における専門職員の養成及び資格制度の早急な確立に向けて検討に着手した。検討にあたっては、文書館学関連領域及び隣接諸学の大学教官をはじめとする有識者の方々の力を借りて行うこととし、平成元年度に一〇名の有識者からなる「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」（以下「第一次研究会」という。）を設置した。なお、文書館学は日本では未発達であり、今後構築していく新しい学問分野であることを踏まえ、関連する領域の大学教官等の協力、方法論が確立している隣接諸学を参考にするという考え方に基づいた人選と考えられる。第一次研究会において、専門職員の養成及び資格制度についての概括的かつ基本的な提言として、平成五年六月二二日に、「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会報告書」（以下「第一次研究会報告書」）を取りまとめた。

第一次研究会報告書の提言を受けて、平成五年度からさらに具体的かつ詳細な検討を行うため、引き続き七名の有識者の力を借りて行うこととし、「公文書館における専門職員の養成機関の整備等に関する研究会」（以下「第二次研究会」という。）を設置した。第二次研究会において、専門職員養成のためのカリキュラム、資格制度及び現職者の取扱い等についての検討成果として、平成八年七月一二日に、「公文書館における専門職員の養成機関の整備等に関する研究会報告書」⁴⁴（以下「第二次研究会報告書」という。）を取りまとめた。

その際、国立公文書館の公文書館専門職員は、二つの研究会において、

事務局として、研究会の議事経過や報告書案の整理のほか、研究会の議事や検討に必要な調査・情報収集や資料作成等を担当した。

二つの研究会報告書により、公文書館法の制定時に課題となっていた「専門職員に要求される資質については、歴史的要素と行政的要素を併せ持つ専門的な知識と経験が必要であるといえるが、現在の我が国においては、その専門的な知識と経験の具体的な内容については未確定な部分もあり」については、具体的な内容が確定的に示され、課題解決に向けて大きく前進した。もう一つの課題となっていた「その習得方法についても養成、研修等の体制が十分に整備されていない状況にある」ことが次の課題となった。

国立公文書館では、情報公開法制の整備等今後の公文書館をめぐる諸情勢を鑑みれば、公文書館の中核的業務を担う専門職員の養成は緊急の課題であった。そこで、二つの研究会報告書の提言を踏まえつつも、その早期実施に向けて、実際に職員を派遣する公文書館側の現状やニーズ等（公文書館として必要な人材、派遣期間、人事配置、人事ローテーション、採用形態等）も考え併せ、第二次研究会報告書の既に公文書館において専門的業務に従事している現職者の養成向けの科目構成を参考に、四名の有識者の力を借りて、カリキュラム編成及び講師の選定を行い⁴⁵、平成一〇年度から、公文書館において、相当期間、公文書等に係る専門的な業務に携わっている現職者を対象とした「公文書館専門職員養成課程」を開始した⁴⁶。

その際、国立公文書館の公文書館専門職員は、実際に職員を派遣する全国の公文書館等関係機関に意見聴取・集約するとともに、カリキュラム編成及び講師の選定にあたっては、事務局として、その集約した意見や第二次研究会報告書の詳細を説明するとともに、検討に必要な調査・

情報収集や資料作成等を担当した。さらに、全国の公文書館等関係機関に対し、本養成課程のカリキュラム内容を説明し、周知を図るとともに、依頼する講師に対し、依頼講義内容などの説明を行った。

これにより、現に公文書館において中核的な業務を行っている現職者向けではあるが、公文書館専門職員として必要な知識・技能を体系的に習得できる研修が整備された。なお、本養成課程は、公文書館法第四条第二項に定める専門職員の育成に資することを目的として実施するものであるとともに、地方公共団体の職員の参加を受け入れており、従前から実施している「公文書館等職員研修会」及び「都道府県・政令指定都市公文書館実務担当者研究会」と同様、公文書館法第七条に基づく地方公共団体に対する支援として位置付けられている⁴⁷。

専門職員としての職務を遂行するために必要な専門的知識と実務を修得する具体的な科目として、公文書館の目的・任務をめぐる基本的事項を考察する「公文書館論」、この「公文書館論」を踏まえて、歴史資料として重要な公文書等は何かを判断し、評価・選別を行い、所蔵資料を適切に構成するための基本的事項を考察する「公文書資料論」、所蔵資料を良好な状態で後代に伝えるための管理の在り方を考察する「資料管理論」及び所蔵資料の提供の在り方を考察する「資料情報サービス論」の諸科目を設けた。各科目の内容については、「公文書館論」では、「公文書館関連法令」、「地域における公文書館」、「類縁機関論」、「専門職員論」、「諸外国の公文書館」、「日本の公文書館」とし、「公文書資料論」では、「歴史資料論」、「記録史料論」、「近代法史及び行政史」、「行政機関の記録管理」、「評価・選別論」とし、「資料管理論」では、「資料整理論」、「情報組織論」、「情報科学」、「保存科学」とし、「資料情報サービス論」では、「資料情報サービス」、「資料情報サービス関連法令」とし、

講義（座学）と討論、見学、実習を組み合わせたものとした。

また、講師として、先行的に公文書館実務や文書館学に関する調査研究を行っている公文書館の館長や職員のほか、文書館学関連領域及び隣接諸学の大学教授や行政機関の職員を選定した。国立公文書館の公文書館専門職員は、当初、公文書館関連法令の講義、保存科学の実習、資料情報サービスの討論、国立公文書館の見学を担当したが、現在は、これに加え、評価・選別論及び資料整理論の講義並びに実習等も担当するとともに、論文作成のための演習講師などの役割も担うなど役割が大きくなってきている。

その後、国立公文書館の公文書館専門職員は、自らが主体となって、公文書管理法の施行に合わせた実施方法、平成三〇年一二月に作成した「アーキビストの職務基準書」が示す、アーキビストが職務を遂行する上で必要とされる知識・技能を習得するにふさわしいカリキュラム編成、受講しやすい環境づくりのための研修手法等の検討や見直しを行ってきている。これらを受けて、現在、三つの「アーカイブズ研修」を実施しており、具体的には、①公文書館制度や実務に関する基本的な研修としてのアーカイブズ研修Ⅰ（基礎コース）、②特定のテーマに関する講義や共同研究、実習による発展的研修としてのアーカイブズ研修Ⅱ（テーマ別実践コース）、③公文書館において中核的役割を担う専門職員を養成するための研修としてのアーカイブズ研修Ⅲ（専門職員養成コース）である⁴⁸。

三・三 アーキビスト認証の検討・企画・実施の職責

国立公文書館の公文書館専門職員は、公文書管理法の施行に当たっての衆参両院での付帯決議⁴⁹、超党派の「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」、内閣府での「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」⁵⁰、「公文書管理委員会」⁵¹での議論の経過を踏まえながら、国立公文書館の専門職員の養成等について、備えているべき知識・スキル等を改めて整理した。さらに、これまでの国立公文書館が実施してきた公文書館専門職員の養成及び他の機関の成果を踏まえ、改めて公文書館専門職員を含むアーキビストの専門性を明確化し、人材基礎資料とするため、アーキビストの職務内容、遂行要件等を検討し、アーキビストの職務基準書を作成するため、平成二九年五月に、「アーキビストの職務基準に関する検討会議」を設置した⁵²。同検討会議での検討を経て、平成二九年一二月版として「アーキビストの職務基準書」を公表し、全国のアーカイブズ関係機関等からの意見や、平成三〇年六月に開催した全国公文書館長会議で取りまとめた『「アーキビストの育成と活用―職務基準書の活用―」に取り組み基本的考え方』も踏まえ、職務基準書の点検を行った上で、平成三〇年一二月版として公表した⁵³。

また、確定した「アーキビストの職務基準書」を基礎として、アーキビスト認証の仕組みを確立し、実施に向けて検討を行うため、平成三一年三月に、アーカイブズ関係機関の推薦者等からなる「アーキビスト認証準備委員会」を設置した⁵⁴。同委員会では、四回にわたる検討を行い、令和元年一二月に「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」をとりまとめ⁵⁵、提言した。

その際、国立公文書館の公文書館専門職員は、検討会議から本委員会までにおいて、事務局として、これまでの議事経過の説明、委員会の議事整理や検討に必要な調査・情報収集や資料作成等を担当した。さらに、全国の公文書館をはじめとするアーカイブズ関係機関に対し、本職務基準書の作成の趣旨や内容を説明し、周知を行った。

その後、これまでに高等教育機関や学会等での取組も行われ、アーキビストを養成する体制が公文書館法施行当時と比べ整備されてきたことや、令和元年六月に開催した全国公文書館長会議において取りまとめた「アーキビスト認証制度の創設に取り組む基本的な考え方」で示された「アーキビスト認証制度を創設する時機が到来した」との意見、平成三一年度年度目標における「認証制度の創設を検討すること。」とした政府（内閣府）からの求めなどもあり、アーキビスト認証の仕組みを創設する環境が整った。

そこで、国立公文書館では、平成三一年度事業計画（内閣総理大臣認可）において、「認証制度の創設を検討した上で、その実施に着手する。」こととし、上述の提言を基に検討を進め、「アーキビスト認証の実施について」（令和二年三月二四日国立公文書館長決定）を決定し、公文書等の管理に関する専門職員に係る強化方策として、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保することを目的として、「アーキビストの職務基準書」に示されたアーキビストとしての専門性を有すると認められる者を国立公文書館長が認証する事業として「アーキビスト認証」を令和二年度から開始した⁵⁶。

このように、公文書館専門職員に要求される資質としての専門的な知識と経験の具体的な内容を確定させ、それを習得するための養成、研修

等の体制を整備してきた。その上で、高等教育機関等と連携して認証アーキビストを誕生させるなど公文書館専門職員の養成の基準を構築してきた。今後は、認証アーキビストの定着を図るとともに、認証アーキビストに準じて公文書管理や歴史公文書等の保存及び利用に携わる人材の充実を図ることが求められている。

三. 四 公文書管理法施行等最近の動向を踏まえた職責

平成二三年四月一日、現用・非現用を通じた統一的な文書管理の推進のため、国の行政機関等における現用文書の管理と国立公文書館等における非現用文書の管理を統一的に規律する公文書管理法が施行した。本法律では、「移管」については、従前の「内閣総理大臣と各行政機関の長が協議して設ける「定め」に基づいて移管する。」から「すべての行政文書ファイル等のうち歴史公文書等に該当するものはすべて移管する。」という仕組みに変更した。その際には、各府省における行政文書の保存期間満了時の措置の確認等に当たっては、国立公文書館の専門的技術的助言を受けることになった⁵⁷。また、国立公文書館の機能強化を図るため、中間書庫の新設、歴史公文書等の保存・利用に関する専門的技術的な助言の拡充、国の行政機関等の職員に対する研修の実施について規定するほか、適切な移管確保のための国立公文書館の公文書館専門職員を活用した実地調査の仕組みを設けた。さらに、特定歴史公文書等の利用を請求権として位置付け、一般の利用を促進する仕組みとした。

また、近年の一連の公文書をめぐる問題もあり、行政不信の払しょくや再発防止の観点から、政府において、歴史公文書等の保存及び利用の専門家であるアーキビストに注目が集まり、公文書管理の中核としての

役割を担う人材としても期待が高まっている。「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成二三年四月一日内閣総理大臣決定）第二の留意事項⑩には、「各行政機関において公文書管理のルールが確実に実行されるためには、「中略」認証アーキビスト等の文書管理の専門家の積極的な活用も考えられる。」とされている⁵⁸。

具体的には、「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成三〇年七月二〇日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）を受けて、国立公文書館が主催する研修の充実強化や、実効性のあるチェックを行うための体制強化、さらに、内閣府独立公文書管理監（政府CRO）の指揮の下、国立公文書館の専門職員を各府省に派遣し、各府省の取組状況の確認を支援するなどの取組が求められている。さらに、政府内で取り組んでいるデジタルを前提とした公文書管理のルールづくり、政府機関において使用している文書管理システムの更改等に対して、蓄積した専門的知見に基づく助言や提案を求められている。また、甚大な自然災害による水損等の発生割合が高まり、被災公文書等の救援の役割も高まってきている。

さらに、「新たな国立公文書館に関する基本計画」（平成三〇年三月三〇日内閣府特命担当大臣決定）が策定され、新たな国立公文書館について、国が必要とする歴史公文書等の利用・保存、展示・学習・調査研究支援等の機能を担うため、新館及び既存施設全体で有機的な連携を図るための新たな体制についての検討が進められ、我が国の歴史公文書等の保存及び利用の実施機関としての国立公文書館自体の機能強化に対応することが求められている。

このように、国立公文書館内で業務が完結せず、内閣府をはじめとする関係機関との連携が強く求められてきている。こうした期待が高まる

一方で、アーキビストは、歴史的に重要な公文書に関する知識、技能、経験、調査研究能力を有する専門家に止まり、行政文書管理の実践的な業務（レコード・マネジメント）を行うためには、行政実務に関する十分な知識・経験が必要であり、その上に公文書管理に関する知識やノウハウを積み重ねていくことが適当であるとの指摘⁵⁹も出てきている。また、古くは、昭和五年六月八日に開催された参議院文教委員会においても、公文書法の生みの親でもある岩上二郎参議院議員の質疑の中で、図書館での行政資料の取扱いを例にして、それを扱う司書には行政経験も必要であることについての指摘もされている⁶⁰。この指摘にある「行政実務に関する知識・経験」は、職員が職種としての公文書館専門職員である前に、法人職員として、国立公文書館内での意思決定過程や業務運営に適切に携わること、法人運営上必要な公文書管理法や情報公開法など行政に関する法令やその解釈等の理解を高めることにより身に付けられる資質であるとも考える。

そうした中、国立公文書館における職員の採用及び配置に当たっては、公文書管理法の施行をはじめ国立公文書館に求められている役割や期待の変化に合わせて、配置する専門職員が持つ専門的知識と経験の抛り所となる資質（歴史的要素と行政的要素）は何かに立ち返ることも必要である。その上で、国立公文書館の専門職員には、単に、アーキビストとしての専門性が高いに止まらず、「アーキビストの職務基準書」に示されているとおり、職務全体に係るマネジメント能力として、「職務全体を俯瞰して、専門的知見から基準・方針・計画等を立案し、また調整を行うことができる」能力、「各職務の最適化を考えて、計画、実行、検証、改善を継続的に行うことができる」能力、「潜在する他の問題を発見し未然に防止するよう対策を行う。また発生した問題への対策を立

案し、関係者の協力を得ながら実施することができる（例…自然災害や事故発生時）に能力も兼ね備える必要がある。

さらに、公文書等を作成する機関や職員と接点を双方向に持ち続け、コミュニケーションをとる能力、言い換えると、単にアーキビストが言っているからでなく、理詰めで、相手方を納得させる能力や協調する能力も求められてくる。

そのためにも、専門職Ⅱプロフェッショナルとしての誇りを持ち、専門職としての強みを高めるための更なる研鑽を積んでいくことが求められている。例えば、国の行政機関では行っていない、特定歴史公文書等の利用制限の該当性に当たっての情報公開法の枠を超えた「時の経過」を考慮した判断のための調査研究、長期保存や修復等に関する保存科学に基づいた調査研究などをより一層行い、その成果を公表し、実務に活かしていくことなどが考えられる。これらを行うにあたっては、国立公文書館には、三五人超の「認証アーキビスト」資格を有する者を含む多くの「公文書館専門職員」を擁していることから、それぞれの調査研究の成果を共有・討論し、館内で互いに高め合うことができる環境を活かし、国立公文書館に専門的知見を蓄積し、組織の意志として発信していくことが望まれる。

おわりに

本稿では、国立公文書館における公文書館専門職員の配置及び人材育成の取組を振り返ってきた。その際、我が国の公文書館の中心的な役割を担う国立公文書館の公文書館専門職員が果たしてきた特有の職責もみてきた。

第一章では、国立公文書館の設置に向けた公文書館専門職員の配置及び人材育成に関する検討の過程を跡付けた。現在の業務内容に釣り合う体制で開始し、人員等について逐次整備を図り、我が国の政府立の施設としてふさわしい体制とすることとされたのである。第二章では、国立公文書館における公文書館専門職員の配置及び育成の取組の過程を跡付けた。開館後、業務内容を踏まえ、行政経験のある行政職の職員を配置し、その後の業務内容の変化に応じ、国立公文書館独自の選考採用を実施し、職員配置を行ってきたのである。また、その職員の人材育成については、実務経験を積みながら、必要な研修を受講させることで、専門的知見を蓄積し、業務に活かす手法がとられた。こうした手法は、開館時から一貫して行われたものである。第三章では、国立公文書館の公文書館専門職員が果たしてきた特有の職責をみた。国立公文書館ではその職責として、公文書館本来の歴史公文書等の保存及び利用に関する業務のほか、公文書管理・公文書館関係法令等により国立公文書館の公文書館専門職員に課せられた調査研究により蓄積した専門的知見に基づき、我が国全体の公文書管理及び公文書館の運営に関し、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的助言を行ってきたのである。

国立公文書館の公文書館専門職員は、知識・技能という「スキル」の提供のみならず、「アーカイブズ」、「アーキビスト」という言葉や文書管理の重要性を公務員や国民に対し普及啓発するという「マインド」の向上に資することも期待される。そうした活動の積み重ねにより、アーキビストの社会的必要性が国等の機関や社会一般に認識され、我が国におけるアーキビストの定着・発展につながるものと考えられる。

これらの取組により、公文書管理法の理念にもあるとおり、国民共有的知的資源である公文書等の適正な管理や、永続的な保存と利用につい

ての重要性の理解が高まり、遺された歴史公文書等が、現在のみならず、後世における歴史検証や学術研究等に役立つとともに、国民のアイデンティティ意識を高め、独自の文化を育むことにつながるようになる。そして、国や地方公共団体が行った諸活動の記録が適正かつ体系的に遺され、そうした記録を根拠（エビデンス）とした政策の検証や評価、それらを基にした教訓等を活かした新たな政策が行われるとともに、それらに携わった職員などの活動における背景や要因を正しく理解され守られる、そうした未来になることを期待したい。

- 1 昭和二三年以来内閣文庫が担ってきた、総理府（平成一三年一月六日から内閣府）職員に対する業務参考図書提供及び国立国会図書館支部図書館としての事務（独立行政法人への移行により廃止（平成一三年三月三一日まで））。
- 2 総理府設置法の一部を改正する法律（昭和四六年法律第一六号）による。その後、昭和五九年七月一日、行政改革の一環として、総理府設置法の一部を改正する等の法律（昭和五八年法律第八〇号）及び総理府本府組織令の一部を改正する等の政令（昭和五九年政令第一八二号）により、総理府本府組織令に基づく総理府の施設等機関となる。
平成一三年一月六日、省庁再編の一環として、中央省庁等改革関係法施行法（平成一一年法律第一六〇号）により内閣府の施設等機関となる。
- 3 酒井勤「国立公文書館法の一部改正について」、『アーカイブズ』第二号、国立公文書館、二〇〇〇年を参照されたい。
- 4 幕田兼治「国立公文書館の独立行政法人化二〇周年にあたって」、『アーカイブズ』第八一号、国立公文書館、二〇二二年を参照されたい。
- 5 佐藤貴美「独立行政法人制度と国立公文書館」、『アーカイブズ』創刊号、国立公文書館、一九九九年を参照されたい。
- 6 鎌田薫「国立公文書館開館五〇周年を迎えて」、『アーカイブズ』第八一号、国立公文書館、二〇二二年を参照されたい。

- 7 「五〇年のあゆみ」及び「国立公文書館開館記念式典」、『国立公文書館ニュース』第二六号、国立公文書館、二〇二二年を参照されたい。
- 8 公文書館法の施行（昭和六三年六月一日）によるもの。
- 9 国立公文書館法の施行（平成一二年一〇月一日）によるもの。なお、この作用法の規定は、公文書管理法の制定の際に同法に移行している。
- 10 情報公開法の施行（平成一三年四月一日）によるもの。
- 11 「アジア歴史資料整備事業の推進について」（平成一一年一月三〇日閣議決定）に基づき、平成一三年一月三〇日に附置したもの。
- 12 公文書管理法の施行（平成一三年四月一日）によるもの。
- 13 国立公文書館の業務の範囲は、国立公文書館法第一条に定めるとおり。幕田兼治「国立公文書館とアーキビスト認証―記録を守る、未来に活かす。ために―」、『季報 情報公開個人情報保護』第八六号、行政管理研究センター、二〇二二年を参照されたい。
- 14 この名称については、博物館学芸員、図書館司書は、いずれも法律の名称が明記されているが、公文書館法では、単に調査研究を行う専門職員としか規定されていない。第一次研究会報告書には、Ⅲの二として、「この規定は、国際的に図書館の専門職員を表す言葉となっているアーキビストを指しているが、これに相当する日本語は現在のところ存在しない」とし、「名称を定めるにあたっては、その業務を的確に表現し、一般的に抵抗なく受け入れられるものでなければならぬ」との観点から、その名称を「公文書館専門職員」と定めることが適当とし、これをもつていわゆるアーキビストの第一歩と理解すべきとしていることを踏まえ使用したものである。
- 15 「開館十周年記念座談会」、『北の丸』第一四号、国立公文書館、一九八二年、三〇頁。
- 16 『国立公文書館年報 昭和四六年度』創刊号、一九七二年、六・七頁。
- 17 『国立公文書館年報 昭和四六年度』創刊号、一九七二年、資料一・三頁。
- 18 条項は、昭和四三年六月二〇日連絡会議一部改正後のもの。
- 19 「開館十周年記念座談会」、『北の丸』第一四号、国立公文書館、一九八二年、三四・三五頁。
- 20 昭和四六年二月四日、衆議院の内閣委員会に付託され、同月一六日の同委員会（天野公義委員長）において、山中貞則総理府総務長官（以下

26 「山中大臣」という。)が法案の提案理由説明及び内容の概略の説明を行った。同委員会において、同月二三日、同月二五日、同年三月一日、同月一日に法案審議を行った上で、同日、全会一致(起立総員)をもって原案のとおり可決し、同日の衆議院本会議において、委員長(報告のとおり可決(ご異議なし))し、参議院に送付した。参議院では、同日、内閣委員会(田口長治郎委員長)に付託され、山中大臣が衆議院と同様の内容で法案の提案理由説明及び内容の概略の説明を行った。同委員会において、同月一八日、同月二三日に法案審議を行うとともに、同日に国立公文書館(建設中)及び内閣文庫(皇居大手門内)の視察を行った上で、全会一致(賛成者挙手総員)をもって原案のとおり可決し、翌二四日の参議院本会議において、委員長の報告のとおり可決(総員起立)し、法案は成立した。

21 第六五回国会衆議院内閣委員会第三号(昭和四十六年二月二三日)。
第六五回国会衆議院内閣委員会第七号(昭和四十六年三月一日)。
国立公文書館の運営をより充実するため、国立公文書館の設置後すぐの昭和四十六年一〇月に、国立公文書館設置の準備段階の委員と以来関係の深い日本歴史学協会国立公文書館特別委員会の委員との懇談を行っており、現在まで続けている。

20 公文書館法上では「現用文書(業務において使用中の文書)」は除く規定になっているが、現在の公文書管理法及び国立公文書館法上では「現用文書」、「非現用文書(業務における使用が終わった文書)」を問わず包括的に定義している。

22 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)第二条(行政職俸給表(二)の適用範囲)を参照されたい。

23 石渡隆之「国立公文書館」創設初期における「職員の追想」及び小林蒼海「在官中及び退官後担当した公文書館業務についてのメモ」、『北の丸』第三四号、国立公文書館、二〇〇一年を参照されたい。

24 幕田兼治「国立公文書館からみた公文書等のライフサイクル」、『アーカイブズ』第二号、国立公文書館、二〇〇〇年を参照されたい。

25 独立行政法人前後の組織図については、「平成一三年度独立行政法人国立公文書館業務実績報告書(資料編)一・五「組織図(独立行政法人前後)」を参照されたい。

27 秦博之「情報公開法と文書管理」、『アーカイブズ』創刊号、国立公文書館、一九九九年を参照されたい。

28 遠藤廉「歴史資料として重要な公文書等の「移管基準」について」、『アーカイブズ』第六号、国立公文書館、二〇〇一年を参照されたい。

29 これにより、内閣文庫は廃止され、組織としての名称は無くなくなり、国立公文書館の一つの所蔵資料群(コレクション)を表す名称として残ることになった。

30 公文書等に関する学術的調査研究を行う公文書研究職(官)及び図書専門職(官)として、大学院修士課程修了者(古漢籍研究や近現代研究)を選考採用し、常時複数名配置していた。また、国際業務対応等のため、公文書課公文書専門職(付)として選考採用し、一時的に配置していた。「平成一三年度独立行政法人業務実績書第二章 三 業務運営体制の確立」、「平成一四年度独立行政法人業務実績書第二章 二 業務運営体制の充実等」等を参照されたい。

31 平成二七年度以降は、必要な時期に必要なメンバーで意見交換等を行っており、本スキームでの会合は開催していない。

32 「リサーチアワーについて」(令和元年五月二八日国立公文書館長決定)及び「リサーチアワーの実施について」(平成二九年六月三〇日国立公文書館長決定、令和元年五月二八日廃止)を参照されたい。

33 毎年、館内における公務員倫理、法人文書管理、情報セキュリティ、マネジメントに関する各研修を受講させるほか、館が独立行政法人等職員向けに実施する「公文書管理研修」を受講させている。

34 国立公文書館法第一一条各項各号(第一項第一号(全国の公文書館が共通して行う業務)を除く)、公文書管理法第九条第四項及び第三二条第二項、公文書館法第七条。

35 「公文書法の解釈の要旨 総理府」、国立公文書館所蔵『昭和六三年度 第一回公文書館等職員研修会②』所収、平一六公文〇〇〇二一〇〇。

36 小川順雄「公文書館法概説」、『北の丸』二二号、国立公文書館、一九八九九年を参照されたい。

37 第一一二回国会参議院内閣委員会会議録第三号、一九八八年三月二八日。国文学研究資料館において、都道府県等の図書館、文書館、博物館等に勤務する専門職員を対象に、近世史を中心として史料の調査、整理、保

38

- 39 存、管理等に関する基礎的な知識、技能を修得させることを目的とした近世史料取扱講習会を開催していた。
- 40 現在、国文学研究資料館では、文書館・資料館等の史料保存利用機関においてアーカイブズ（記録史料）の保存と利用サービス等の業務を担うアーキビスト（記録史料専門職員）の養成に力を用いている。なお、「アーカイブズ・カレッジ（史料管理学研修会）」を実施している。なお、「アーカイブズ・カレッジ（長期コース）」修了者（平成二三年度以降に限る。）は、認証アーキビストの認証要件の一つである「知識・技能等」の基準に達していると認められている。
- 41 本研修は、毎年一回継続して行われ、現在のアーカイブズ研修Ⅰ（公文書管理法施行年度の平成二三年度から衣替え）として引き継がれ、受講者は二〇〇〇名（令和三年度現在）を超えている。
- 42 「アーカイブズ研修Ⅰ」修了者（平成二三年度以降に限る。）は、「アーカイブズ研修Ⅲ」修了（平成二三年度以降に限る。）と合わせて、認証アーキビストの認証要件の一つである「知識・技能等」の基準に達していると認められている。
- 43 本研修は、毎年一回継続して行われ、現在のアーカイブズ研修Ⅱ（公文書管理法施行年度の平成二三年度から衣替え）として引き継がれ、参加者は八〇〇名（令和三年度現在）を超えている。
- 44 「資料ふあいる」二 公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会報告書（国立公文書館）、「記録と史料」第四号、全国歴史資料保存利用機関協議会、一九九三年。
- 45 「五・六第五部会参考資料」、「特定研究「記録史料と情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究」研究レポートNo.1」、国文学研究資料館史料館、一九九七年。
- 46 「公文書館専門職員養成課程カリキュラム編成委員会」を設置し、その検討結果を基に、「平成一〇年度公文書館専門職員養成課程カリキュラム編成について」（平成一〇年九月三日国立公文書館長決定）を定めた。幕田兼治「公文書館専門職員養成課程を実施して」、「記録と史料」第一〇号、全国資料保存利用機関連絡協議会、二〇〇〇年を参照されたい。
- 47 本養成課程の基本的な枠組みを定める「公文書館専門職員養成課程実施要綱」が公文書館法を所管する総理府の長たる内閣総理大臣決定（平成一〇年六月八日）であることから、極めて重要なものであることがうかがえる。なお、当該決定にあたっては、国立公文書館が起案し、公文書館制度の所管部局である官房総務課のみならず、人事当局的官房人事課、予算当局的官房会計課に合議が行われている。
- 48 「公文書館専門職員養成課程実施要綱について」、国立公文書館所蔵『公文書館専門職員養成課程決裁綴 平成一〇年度』所収、平二〇公文〇〇〇六二一〇〇。
- 49 「アーカイブズ研修Ⅰ」及び「アーカイブズ研修Ⅲ」修了者（平成二三年度以降に限る。）は、認証アーキビストの認証要件の一つである「知識・技能等」の基準に達していると認められている。
- 50 国立公文書館におけるアーカイブズに関する研修実施の経緯等については、梅原康嗣「国立公文書館における研修の実施について」専門職員養成を中心とする歴史を振り返る、「アーカイブズ」第八一号、国立公文書館、二〇二一年を参照されたい。
- 51 「公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、（中略）専門職員の育成を計画的に実施すること」（衆議院内閣委員会、平成二二年六月一〇日）、「専門職員の資格制度の確立について検討を行うこと。」（参議院内閣委員会、平成二二年六月二三日）の附帯決議が付された。
- 50 平成二八年三月に公表した「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」では、公的な資格制度を確立することも有効な手段と示されている。
- 51 「公文書管理委員会」が平成二八年三月に公表した「公文書管理法施行五年後見直しに関する検討報告書」を受けて、内閣府（大臣官房公文書管理課）が平成二九年二月に作成し、公文書管理委員会（第五三回、平成二九年二月二一日開催、配布資料二一（二））に説明・了承を得た「公文書管理法施行五年後見直しの対応案」には、国立公文書館において検討を進めている専門職員の「職務基準書」が人材の育成及び確保につながるよう、有効活用方策を検討する必要がある旨が盛り込まれた。具体的取組として、①「職務基準書」を踏まえて、具体的職務に応じた研修の整備、②単位認定等、高等教育機関との協力体制の構築、③専門職員

の信頼性・専門性を確保するため、国立公文書館などの公的機関による認証制度の創設の検討が挙げられている。

「アーキビストの職務基準に関する検討会議の開催について」平成二九年五月一二日、国立公文書館長決定。

伊藤一晴「アーキビストの職務基準書」の確定について、『アーカイブズ』第七一号、国立公文書館、二〇一九年を参照されたい。

「アーキビストの職務基準書」（平成三〇年一二月、国立公文書館）の添付資料「アーキビストの職務基準書」の検討経緯を参照されたい。「アーキビスト認証準備委員会の開催について」平成三一年三月四日、国立公文書館長決定。

本委員会の構成は、日本アーカイブズ学会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、国文学研究資料館からの推薦者（会長等）、長年に亘り専門職問題に取り組まれてきた有識者等とし、我が国のアーカイブズ関係機関等の意見等が反映されるよう人選した。

「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」のとりまとめについて、『アーカイブズ』第七五号、国立公文書館、二〇二〇年を参照されたい。

伊藤一晴「アーキビストの職務基準書」の作成と認証制度検討の取組について、『日本歴史学協会年報』第三五号、二〇二〇年を参照されたい。

「アーキビスト認証の開始と令和二年度実施報告」、『アーカイブズ』第七九号、国立公文書館、二〇二一年を参照されたい。

梅原康嗣「アーキビスト認証の実施について」、『日本歴史学協会年報』第三六号、二〇二一年を参照されたい。

幕田兼治「アーキビスト認証—国立公文書館におけるアーキビスト養成の取組—」、『アーカイブズ学研究』第三五号、日本アーカイブズ学会、二〇二一年を参照されたい。

長谷川貴志、「アーキビスト認証の取組について」、『記録と史料』第三二号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、二〇二二年を参照されたい。伊藤一晴「アーキビスト認証の開始と令和二・三年度の実施結果について」、『日本歴史学協会年報』第三七号、二〇二二年を参照されたい。

中野佳「アーキビスト認証の仕組みと大学院修士課程における科目設置について」のほか、学習院大学、大阪大学、島根大学、国立公文書館、

国文学研究資料館における個別の取組については、『アーカイブズ』第八四号、国立公文書館、二〇二二年を参照されたい。

幕田兼治「国立公文書館とアーキビスト認証—記録を守る、未来に活かす。—」ために、『季報 情報公開個人情報保護』第八六号、行政管理研究センター、二〇二二年を参照されたい。

「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成二三年四月一日内閣総理大臣決定）第七、「行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める公文書管理課長通知」（令和四年二月一〇日内閣府大臣官房公文書管理課長通知）一一六に記載する内容のとおり運用することになる。

令和四年二月七日全部改正前の記述は、「適正な文書管理を確保する観点から、〔中略〕文書管理に関する専門家（レコードマネージャー、アーキビスト等）を積極的に活用し、専門的、技術的視点から職員を支援することも考えられる。」とされていた。

（首席公文書専門官）